



2002年4月23日 第2002-42号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

国民に信頼される医療への基盤整備を！

衆院本会議で民主党の議員立法「患者の権利法」趣旨説明

21世紀のキーワードは

情報公開と国民の主体的参加

19日、衆議院本会議で民主党の山井議員は、民主党の議員立法である「患者の権利法」の趣旨説明を行いました。

山井議員は、「患者の理解と選択に基づく医療のためには、医療内容の十分な説明と積極的な開示が前提で、それによって患者と医師との間に信頼関係が生まれ、良質かつ適切な医療が可能になる。そのためには法的な整備が必要不可欠である。」と提案趣旨を説明。さらに「小泉首相は、3割負担にしないと医療改革は進まないと言っているが、医療情報の開示なくして、医療改革はない」とこの法律の必要性を強く主張しました。

<山井議員趣旨説明要旨>

医療情報公開の不十分さは、待ち時間の長さ、医療費の高さに次いで3番目に高い不満の原因です。21世紀のキーワードは、「情報公開」と「国民の主体的参加」です。そして医療は、患者を中心に、患者と医師の共同作業で行われるべきものです。カルテなどの情報公開により患者と医師との信頼関係が生まれ、良質で適切な医療が可能になります。そのためには、法的な整備が必要不可欠です。

(法案の概要は政策ニュース第39号参照)

医療情報開示のメリットは、患者の選択肢を増やすことに留まりません。支払い明細書(レセプト)を患者がチェックすることは、不正請求・過剰請求・薬漬けの防止になり、医療の質の向上とともに無駄な医療費を削減する一石二鳥の効果があります。

国民が求めているのは、自己負担3割ではなく、この「患者の権利法」のような医療情報の開示なのです。私の同じ年の友人も先日、妻を残し、経営難を苦に自らの命を絶ちました。年間3万人以上の自殺者を出す不況のどん底の中で国民が切実に求める優先課題は、有事法制ではなく、不況対策であり、安心してかけられる医療・福祉です。小泉首相、国民の声を聞いてください、国民の痛みを感じてください。

健康保険の財政安定化法案では困る！

24日から、衆議院・厚生労働委員会で本格的な審議が始まります。

政府・与党は抜本改革を先送りし、負担増だけを求め、小手先の財政対策ばかり行ってきました。政府の健保法等改正法案は、単なる健康保険の財政安定化法案になっています。国民に信頼される医療への基盤整備が今こそ必要です。

